**高齢者生きがいバス利用の流れ**

利用団体用

①バスの空き状況の確認

電話または社協窓口へ来所頂き、利用希望日時のバスの空き状況を確認してください。

※補助金対象台数は1台です。

②利用申し込み手続き

利用日30日前までに「**バス利用申込書」**、配車日までに**「バス利用者名簿」**を社協窓口へ提出をお願いします。※様式は社協窓口またはホームページからダウンロードできます。

③バス会社との打ち合わせ

バス会社（琵琶観光バス）から連絡が入りますので、**利用するバスの規模、料金見積・ルートの確認など打ち合わせ**を行ってください。

※本会からは利用許可書を郵送で送付しますので、大切に保管してください。

バスの利用

④補助金の請求

バス利用後、琵琶観光バスから**請求書**が届きましたら、**請求書のコピーを補助金申請書兼請求書に添付し、**社協窓口へご提出ください。

⑤補助金交付決定

社協から**補助金決定通知**の送付および補助金の入金を行います。

※補助金は、請求書を提出いただいた翌月１０日前後に指定口座へ振り込みを行います。

⑥バス会社へ利用料金の支払い

**バス会社に料金支払い**をお願いいたします。

※支払いについては、補助金交付決定前に行っていただいても構いません。

（参考）

料金の目安

※中型と大型については2種類あります。

小型バス：正席22人乗り（補助席6人）

76円／キロ＋3,689／時間

中型バス：①正席28人乗り（補助席なし）

　　　　　②正席33人乗り（補助席6人）

85円／キロ＋4,301／時間

大型バス：①正席45人乗り（補助席8人）

　　　　　②正席49人乗り（補助席11人）

102円／キロ＋5,091／時間

補助金：

1回3万円以内（かかった代金が3万円以下の場合はその金額）